

申告の手引き

申請書名	省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書
対象の要件	○平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること ○改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること ○店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1/2 以上が居住用であること ○令和 8 年 3 月 31 日までの間に、60 万円を超える熱損失防止改修（省エネ改修）が行われたものであること。または、50 万円を超える熱損失防止改修（省エネ改修）と、太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器・太陽光利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万を超える改修が行われたものであること。 ※国・地方公共団体から補助金等を受けている場合は、その補助金等の額を改修工事費から控除して算定します。 ○下記のいずれかの工事を行っていること ①窓の改修工事（※必須 必ず行っていること） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
減額の内容	省エネ改修工事の完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする課税年度分に限り、1 戸当たり 120 ㎡相当分までの固定資産税額の 3 分の 1（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、3 分の 2）が減額されます（都市計画税は対象となりません）
申告の方法	改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書」の提出が必要となります ◎添付書類 ①現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書 （建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人の発行したもの） ②改修工事の費用を証明する書類（写し） （工事明細書・領収証） ③改修工事個所の写真・図面 ④補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合のみ） ⑤長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、認定通知書の写し
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1173